

## 関係行政機関における連携について

### ○ 消防部局と関係部局の連携推進に係る主な通知

市町村の消防部局と、建築部局及び福祉部局との連携を促すため、従前から、消防庁、国土交通省及び厚生労働省から地方公共団体に対し、情報の共有化や必要に応じた立入検査等を実施するよう要請してきたところ。

#### 連携推進に係る主な通知

- ・ 防火対象物の防火安全対策に係る建築行政機関との連携の推進について  
(平成 18 年 3 月 28 日)
- ・ 個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について  
(平成 20 年 10 月 1 日)
- ・ 社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について  
(平成 21 年 3 月 23 日)
- ・ ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について  
(平成 24 年 5 月 16 日)
- ・ 認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について  
(平成 25 年 2 月 12 日)

### ○ さらなる防火対策に係る連携方策の検討について

- ・ 診療所等の事業者が、防火に関する点検項目に自ら入力し、法令上実施が必要な防火対策に漏れが無いかを消防機関等が確認できるシステムを開発してはどうか（点検項目には、消防庁、国交省及び厚労省が所管する関係規定等を反映）。
- ・ システムに入力された結果は、消防部局のほか、建築部局及び医療部局において、ネットワークを用いて共有し、診療所等における防火対策の実施状況の確認や立入検査の省力化等に活用